

令和5年3月2日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

産業厚生委員会  
委員長 佐 藤 肇

産業厚生委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) 閉会中の所管事務等の調査について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 3月2日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。  
所管事務調査については、魚沼市都市再生整備計画小出地区第1回変更について及び魚沼市森林整備計画の策定について執行部から説明を受け質疑を行った。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、令和5年度地方税制改正について、令和5年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直しについて、病院事業改革プランについて、堀之内地区医療・介護・福祉拠点化整備構想（素案）について、魚沼市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について、第6期魚沼市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期魚沼市障害児福祉計画について、魚沼市障害者基幹相談支援センターの設置について、第3次魚沼市地域福祉推進計画（案）のパブリックコメントの結果について、路線バス「上条一貫木線」の運行終了について及び新ごみ処理施設整備構想策定業務について執行部から報告を受け質疑を行った。

## 産業厚生委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 請願第 2号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書
- (2) 議案第 31号 魚沼市地域振興センター条例の一部改正について
- (3) 議案第 32号 魚沼市老人憩の家条例の一部改正について
- (4) 議案第 33号 魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正について
- (5) 議案第 34号 魚沼市国民健康保険条例の一部改正について
- (6) 議案第 35号 魚沼市温泉利用条例の一部改正について
- (7) 議案第 36号 魚沼市営住宅条例の一部改正について
- (8) 議案第 38号 指定管理者の指定について（魚沼市地域振興センター）
- (9) 議案第 39号 指定管理者の指定について（ふれあい交流センターこまみ、小出公園及び小出スキー場）
- (10) 議案第 40号 指定管理者の指定について（薬師スキー場）
- (11) 議案第 41号 指定管理者の指定について（須原スキー場）

### 2 調査事件

- (12) 魚沼市都市再生整備計画 小出地区 第1回変更について
- (13) 魚沼市森林整備計画の策定について
- (14) 閉会中の所管事務等の調査について
- (15) その他
  - ・令和5年度地方税制改正について
  - ・令和5年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直しについて
  - ・病院事業改革プランについて
  - ・堀之内地区医療・介護・福祉拠点化整備構想（素案）について
  - ・魚沼市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について
  - ・第6期魚沼市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期魚沼市障害児福祉計画について
  - ・魚沼市障害者基幹相談支援センターの設置について
  - ・第3次魚沼市地域福祉推進計画（案）のパブリックコメントの結果について
  - ・路線バス「上条—貫木線」の運行終了について
  - ・新ごみ処理施設整備構想策定業務について

3 日 時 令和5年3月2日 午前10時00分

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 佐藤達雄、浅井宏昭、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、（関矢孝夫議長）

- 6 欠席委員 なし
- 7 紹介議員 大平恭児
- 8 参考人 井上信行
- 9 説明員 内田市長、大塚市民福祉部長、武藤産業経済部長、星ガス水道局長、戸田市民福祉部副部長、吉田産業経済部副部長、磯部市民課長、齋藤税務課長、小林生活環境課長、茂野介護福祉課長、岡部健康増進課長、渡辺農林整備課長、斉藤都市整備課長、鈴木観光課長、駒形業務課長
- 10 書記 佐藤議会事務局長、大竹主任
- 11 経過

開 会 (10 : 00)

佐藤（肇）委員長 おはようございます。今日は、議案それから審議内容が多いですので、特段の御配慮をよろしく申し上げます。それでは定足数に達しておりますので、ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。早速、本日の会議を開きます。

**（１）請願第 2 号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書**

佐藤（肇）委員長 日程第1、請願第2号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書を議題といたします。まず初めに、請願者から事前に趣旨説明申出書が提出されております。当委員会としてこれを認めたいと思います。お諮りいたします。本請願に対し、請願者から意見を聴くことについて異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、請願者の趣旨説明を認めることといたします。請願者であります井上信行様、指定席にお着きください。なお、念のために申し上げます。請願者は委員長の許可を得て発言し、議員は請願者に対し請願等の内容及び趣旨説明に関する質疑をすることができますが、請願者は委員に対して質疑することができないことになっておりますのでご了承ください。それでは、請願者であります井上信行様に趣旨説明をお願いいたします。

井上参考人 私は、全日本年金者組合新潟県本部の魚沼支部にいます。支部長をやっています井上信行と申します。よろしくお願いいたします。早速ですが、表題に基づいて請願の趣旨を説明したいと思いますのでよろしくお願いいたします。「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書でございます。趣旨内容について、読ませていただきます。

（「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意

見書採択を求める」請願書により説明)

以上をもちまして、提言の趣旨を説明させていただきました。

もう一つ、私ども組合の中から1通の願いが届いてきました。2、3通来たのですが、その中で1通だけ、時間の関係等がありますので、紹介したいと思います。

今回の請願を、魚沼市議会の皆様からぜひ可決していただきたいと年金者組合の仲間からの要請の声が届いていますので、公開させていただきます。

私は78歳の魚沼市在住の者です。勤めていた会社を十年前に退職し、退職金は在職中に建てた家の返済で全てなくなり、現在は年金収入のみで妻と2人で生活をしています。年金収入は、妻と2人合わせて月20万円と少しです。この年金も年々の減少が響いて、生活がとても大変な状況となっています。また、急な電気代の値上げなどによる物価高は家計をさらに圧迫しています。議員の皆さん、今回の最低賃金の改善を求める請願は、全国一律を求めるものであり、同時に市内の中小企業に対する支援強化を求めるものであります。特に私たち高齢者にとっての最低賃金のアップは、その地元の商店街の購買力アップにつながるものであり、県議会でも可決されています。魚沼市議会においても、ぜひ可決していただきたく、申し上げさせていただきました。

佐藤（肇）委員長　ただいま請願者からの趣旨説明が終わりました。これより、請願者に対する質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

佐藤（達）委員　2022年の最低賃金ですけれども、1円加算して31円で890円ということですが、この上昇率を見ますと約3.6%ほどかと思えます。昨今のウクライナ情勢、円安等により物価の高騰ということで、上昇がありますけれども帳消しになっています。非常に厳しい状況という捉え方で、よろしいでしょうか。

井上参考人　それで結構だと思います。

佐藤（達）委員　こちらの請願書を見ますと、2022年の6月に閣議決定で骨太の方針ということで、最低賃金の引き上げについて、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均を1,000円以上となることを政府としても目指しているということかと思えます。あと、日本商工会議所につきましても、中小企業団体が求める社会保険料の減免も含めてチーム強化が求められているということです。政府及び経済団体に賃上げを求めているという捉え方でよろしいでしょうか。

井上参考人　それで結構でございます。

佐藤（達）委員　もう1点ですけれども、先ほどの説明で県議会でも可決ということで、新潟県議会でもこの請願については可決しているということでしょうか。

井上参考人　ということをお聞きしておりましたので、今日ご報告させていただきました。

渡辺委員　まずは、これまで同様の請願が出されておりましたけれども、こうして請願者の方が参考人として来ていただいたことを本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。なかなか請願者の方から直接お話を聞く機会というのがなかったものですから、今回はしっかりと聞かせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。その中で、最初はず、政府への意見書の要望事項といたしまして、1番で最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正するとうございます。そして2番では地域別最低賃金1,500円以上ということで、この1番と2番の整合性についてお聞かせいただきたいと思えます。

井上参考人　全国一律最低賃金制というものでいきますと、非常に東京と格差があり、この賃金というものは、もう全国一律どこに行っても同じ金額にならなくてはということで、全国一斉

の賃上げをしていきたいと思います、この請願をさせていただいております。安心して仕事ができる最低賃金の生活支援ということで、1,000円以上ということをお話しています。なおかつ、地域格差が非常にまだ激しい。ここにありますように、新潟県は中でも2番目の低さが実際に統計として出されているものですから、そういう新潟県の低さを少しでも他の県との比較ができる、上がるような形で、最低1,500円は必要だろうということで、これを目指す最低賃金制度を引き続き皆さんからも御協力を願って進めていきたいと思います。

渡辺委員　私の理解では、最低賃金法で全国一律最低賃金制度にするのであれば、ここで地域別最低賃金という文言は、正直、整合性がないのではないかと考えます。地域別ということは、新潟県と東京都、それぞれ別でいいというお話になるかと思えます。できることならば、この2番というのではなくてもいいのかなと思っておりますが、そうであればこの2番が別の文言に変わるべきではないかなと。例えば、同一労働同一賃金ですとか、というような文言がふさわしいのではないかと思いますけれども、その辺りはどのようにお考えですか。

井上参考人　それは、持ち帰って検討させていただきたいと思えます。全国一律最低賃金ということであらうとあるものですから、今、議員さんが言われたように地域格差というものが、これも当然出てくるわけです。それはもう全国的には、なくさなくてはならないだろうということなものですから、それで検討させていただきたいと思えます。

渡辺委員　それから、私もやはり全国一律の最低賃金法になっていくことが望ましいと思っておりますが、この趣旨の中には中小企業の方々が賃上げができるような形での社会保障料の減免ですとか、そういったことはうたわれておりますけれども、この最低賃金を全国一律にするためには、やはり物流ですとかそういったインフラ整備いろんな意味で東京一極集中を是正しなければいけないと思っております。そういったこともできることならば、考えていただけたらと思ったんですけれども、この全国一律にするためにどのようなことを政府に要望していったらいいとお考えなのか、お聞かせさせていただきたいと思えます。

井上参考人　今、御質問がありましたような形については、他の全国的な運動としていかなければならないと思えますので、他の組織とも整合性を図りながら、そういう方向に向けるような形でいきたいと思います。やはり、賃上げをすることによって地域の活性化が非常に生きてくるんじゃないかと思えます。まして魚沼としては時間給1,000円にならないところがまだ大半であって、それを上げることによって活性化になってくるということです。賃上げについては、さらにその他の運動をしていかなければならないと思えます。先ほど言いましたように、全国的な組織になっていますので、この並びを十分検討しながら、これからこの賃上げ運動を広げていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

渡辺委員　最後になりますけれども、今ほど請願者の方から全国でというような形で、一緒に請願の内容を詰めていきたいと思いますというお話でした。ただ、やはり魚沼市には魚沼市の事情もございます。こういった賃上げについて、私も実は大賛成で、1番と3番については大賛成でありますけれども、魚沼市のこの市議会の中で請願が可決されて意見書が提出できるような形で、ぜひ文言と要望事項、そして請願の趣旨等を考えていただけたらうれしいと思えますがいかがでしょうか。

井上参考人　御意見がありましたので、中身を吟味して検討したいと思えます。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませぬか。（なし）ないようですので、請願者に対する質疑はこれで終結したいと思います。請願者は、傍聴席へお戻りください。

井上参考人 貴重なお時間をありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐藤（肇）委員長 委員会を代表し、請願者にお礼を言ひたいと思ひます。本日は請願の趣旨説明を丁寧にしていただきまして、ありがとうございました。今後の委員会での審査に役立ててまいりたいと思ひます。今日はありがとうございました。

次に、紹介議員に対する質疑はございますか。（なし）ないようですので、次に執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許したいと思ひます。（なし）ないようですので、質疑を終結したいと思ひます。討論を省略し、採決することに御異議ございませんか。（「委員長」と呼ぶ者あり）討論がありますので、まず原案に反対の討論を許します。（なし）次に、原案に賛成の討論を許します。

佐藤（達）委員 それでは、この請願に対しての賛成討論を行っていきたくと思ひます。先ほどお話がありましたように、最低賃金は2022年は3.6%の伸びということでありました。一方、昨今の物価上昇の中で1月の消費者物価指数、これは総務省の発表では4.2%ということになっております。また、組合の中で賃上げの方向ですけれども、労働組合の中央組織であります連合は、ベースアップが3%、定期昇給分を含めて5%以上の賃上げを掲げております。今年の春闘に臨んでおりますけれども、昨年6月に閣議決定されました骨太方針につきましては、先ほど申し上げたとおりで、こういったことは今までにはなかったことかと思ひます。この骨太の方針を見ますと、賃上げ是正の一層の活用を行うこととしております。賃上げ是正は、賃上げや人材育成の投資を積極的に行う企業に対して、雇用者給与など前年からの増加額の一定割合を法人税額または所得税額から控除するという、そういった税制であります。この4月から、税額控除率を大企業で最大30%、中小企業で40%まで引き上げるといふことであります。最低賃金の全国一律の最低賃金制度に改正するためには、中小企業に対する支援の抜本的な強化が必要であります。政府も今日賃上げの必要性を認めまして、賃上げに対して税制面で先ほど述べましたような状況で支援をしております。政府の賃上げの姿勢の背中を押して、全国一律最低賃金制度に改正できれば地域経済を回復させる手段として個人消費の拡大につながると考えます。この成果をそのためのステップとして、少なくとも1,000円未満の地方を早急に1,000円以上に引き上げるといふことで、一段ステップを設けて取り組むということとしております。

地域間格差を是正する現実的な方法を提示しています。そして、中小企業を元気にすることにより、地方が元気になり、ひいては国民の暮らしを守ることにもつながると考えます。最低賃金の全国一律最低賃金制度に改正することは、地域の人口減少に歯止めをかける力にもなると思ひます。県内の自治体におきましてもこの請願を採択する自治体が年を追うごとに着実に増えております。また、先進国の中では、コロナ後の経済回復を見据えて最低賃金を大幅に引き上げております。イギリス、ドイツ、オーストラリアなどは1,500円近辺としています。韓国でも1,000円を超え1,010円となっております。議員の皆様のお賢察によりましてこの請願を採択し、賃金の上がない国、日本を抜け出すよう賃金の底上げの意見書を政府に提出いただくようにすることをぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

佐藤（肇）委員長 ほかに討論はございませんか。（なし）討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は採択することに御異議ございませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本件に賛成の委員は、挙手をお願

いたします。賛成少数であります。よって、請願第2号は不採択すべきものと決定されました。

## **(2) 議案第31号 魚沼市地域振興センター条例の一部改正について**

佐藤（肇）委員長 日程第2、議案第31号 魚沼市地域振興センター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 補足説明がないようですので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより、議案第31号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第31号 魚沼市地域振興センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## **(3) 議案第32号 魚沼市老人憩の家条例の一部改正について**

佐藤（肇）委員長 日程第3議案第32号 魚沼市老人憩の家条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 これより質疑に入ります。質疑はございますか。

渡辺委員 今回、憩の家が旧堀之内商工会に移転して、そこに住所を定めるという条例になるかと思うんですけれども、この建物の所有者につきましてはどちらになるのでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 この建物の所有者につきましては、引き続き商工会になります。

渡辺委員 そうしますと、改修ですとかいろいろと必要かと思うんですけど、そちらは商工会で行うのか。それとも、市が補助金等を出して行うのか。その辺りはどうなっておりますでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 改修工事の実施は商工会で行っております。市はそちらに対して補助金を出しております。

渡辺委員 差し支えなければ、民間化しているということになりますので、全体の金額というのが。なかなかここでは話ができませんけれども、せめて補助率ぐらいでしたら教えていただけるのではないかと思います。その辺りいかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 補助金の額ですけれども、960万円ほどでございます。補助率については、全額補助でしております。

渡辺委員 そうしましたら、所有者が民間ということでございますけれども、ここに市の条例で定める施設を置くわけですが、ここについての年間の使用料とかそちらはどうなっておりますでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 年間の家賃ですけれども、今のところ年間で82万円ほどを予定しております。

渡辺委員 多額の市の予算を使いながら運営していくことになるかと思うんですけれども、今までの老人憩の家の場所よりは中心市街地に近くなりましたので、ぜひ多くの方々に活用していただけたらと思います。そういった意味で、ここを多くの方々に利用していただくための工夫ですとか、そういったことが既に考えていらっしゃるのでしたらお聞かせいただきたいと思います。

戸田市民福祉部副部長 1階部分につきましては、老人憩の家の機能移転ということで考えておりますが、空いている時であれば、例えばロビーの部分で何かの作品展示などにご利用いただくとか、学校帰りの子どもさんが来ていただくということもあるかと思えます。また、お祭の際には今までどおり、あそこを拠点に使われるということは変わりはありません。また、2階の部分につきましては、そのまま商工会の会議室ということになりますが、商工会の意向で高齢者の方で空いている時であれば無料で貸していただけるという話も伺っております。引き続き、この会館といいますか、このスペースの使い方については、市民の方に向けても分かりやすいPRというところを考えていきたいと思えます。

渡辺委員 今ほどの説明の中で、2階の部分についても65歳以上の高齢者であれば、年間82万でしたでしょうかね、その中で高齢者に対しては使っていただくことも可能だというようなことで契約なのか、それとも口頭での約束なのか分かりませんが、そのような使い方ができるということを確認させていただきました。では、管理をするのはどちらが管理をする事になってますでしょうか。この老人憩の家のですね。

戸田市民福祉部副部長 まず、2階部分につきましては、商工会専用ですが、ただ好意によって貸していただけるスペースということです。そこについては、今のところ話し合いの中でそう伺っているという状況です。老人憩の家につきましては、原則60歳以上ということになっております。それから管理ですけれども、今現在の老人憩の家はシルバー人材センターに管理人委託をしております。1階の老人憩の家の部分については、引き続きシルバー人材センターに管理人委託ということを考えております。

佐藤（肇）委員長 ほかに質疑はございませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第32号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第32号 魚沼市老人憩の家条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **（４）議案第 33号 魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正について**

佐藤（肇）委員長 日程第4、議案第33号 魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。よってこれで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第33号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第33号 魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(5) 議案第 34号 魚沼市国民健康保険条例の一部改正について**

佐藤(肇)委員長 日程第5、議案第34号 魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤(肇)委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第34号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第34号 魚沼市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(6) 議案第 35号 魚沼市温泉利用条例の一部改正について**

佐藤(肇)委員長 日程第6、議案第35号 魚沼市温泉利用条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤(肇)委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

佐藤(達)委員 追加があるわけなんですけれども、従来の小出公園スキー場に追加することでしょうか。

佐藤(肇)委員長 それは次のところです。今まで直営でしたのを指定管理に出すことによって源泉を分けて、項目を書き出すということです。

佐藤(達)委員 分かりました。

佐藤(肇)委員長 ほかにございますか。(なし) ないので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第35号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第35号 魚沼市温泉利用条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(7) 議案第 36号 魚沼市営住宅条例の一部改正について**

佐藤(肇)委員長 日程第7、議案第36号 魚沼市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長　これより質疑に入ります。質疑はありますか。

佐藤（達）委員　この栃尾又の住宅ですけれども、1棟から3棟ある中で1・2号棟を廃止するというかと思いますが、この1・2号棟の跡地の利用は何か考えておられるのでしょうか。

武藤産業経済部長　跡地の利用は、今現在特定の利用方法は検討しておりません。ただ、今後は令和5年に予定をされております公営住宅の再編整備計画の中で普通財産である部分の利活用も何らかの形では検討されるべきものと考えております。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませぬか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第36号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第36号 魚沼市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **（8）議案第 38号 指定管理者の指定について（魚沼市地域振興センター）**

佐藤（肇）委員長　日程第8、議案第38号 指定管理者の指定について（魚沼市地域振興センター）を議題といたします。執行部から補足説明をお願いいたします。

吉田産業経済部副部長　追加資料を今回提出させていただきました。前回の提案時に説明させていただきましたけれども、口頭ですとなかなか指定管理を行わせる区域の範囲がどの程度なのか。また、施設の配置図についてもどのような形になっているのか不明かと思われましたので、今回その区域図・配置図を追加資料として提出させていただきました。

佐藤（肇）委員長　これより質疑に入ります。質疑はございませぬか。

渡辺委員　今ほど参考資料を見せていただきまして、土地の部分でかなり広大なところを指定管理していただくんだなということが、今回初めて分かりました。コンベンションホールですとか、インフォメーションセンターの建物だけではなく、かけはしさんも一緒に使っているこの駐車場も一緒に管理していただくことになっているかと思ひます。ただ、除雪ですとかそういった費用というのもこの指定管理の中に入っているのか。それとも、この除雪体制というのは、市で全て賄うのか。かけはしさんも共同で使ってらっしゃると思ひうんですけれども、その辺りの管理の体制はどのようになっていますでしょうか。

吉田産業経済部副部長　駐車場の部分は、すでにいろいろ利用団体がある中で、駐車料金としてその事業所収入として入っております。また、冬季間のその管理の部分で、除雪を含めた部分は必要な経費として、この指定管理の中で指定管理者が実際やっいただくということで考えております。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませぬか。（なし）質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第38号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませぬか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第38号 指定管理者の指定について（魚沼市地域振興センター）は、原案のとおり可決すべきものと決定されま

した。

**(9) 議案第 39号 指定管理者の指定について（ふれあい交流センターこまみ、小出公園及び小出スキー場）**

佐藤（肇）委員長 日程第9、議案第39号 指定管理者の指定について（ふれあい交流センターこまみ、小出公園及び小出スキー場）を議題といたします。執行部から補足説明をお願いいたします。

吉田産業経済部副部長 それでは、こちらにつきましても先ほどと同様、今回3つの隣接する施設を一体管理という形で指定管理を出したいということでもあります。それぞれの施設ごとの指定管理をさせる区域、それぞれの施設の配置図、それがなかなか分かりづらいこともございましたので、今回追加資料としまして、それぞれの施設ごとの管理をさせる区域、施設の配置図を提供させていただきましたので御確認いただければと思います。また、今回この3つの施設をなぜ一体管理させるかということでもあります。一体管理することで施設間における連携したサービスの提供とサービスの向上、それぞれの実施事業の充実を図ることによりまして、利用者の増加、そしてまた付加サービスの提供によります市民サービスの向上を図ることによりまして、この地域は施設を含めた地域振興が期待できることから、それぞれの施設ごとに指定管理を出すのではなくこの3つを一体とした指定管理を行わせたいほうがよりメリットが高まるだろうということで、今回、一体管理をさせたいという御提案をさせていただきました。

佐藤（肇）委員長 小出公園のところでは青島地内に住宅なのか赤い四角が2つあるんですが、これは関係ないんですね。

吉田産業経済部副部長 すみません。これは図面上の表記で、もともとの背景が赤いということです。これは関係ございません。

佐藤（肇）委員長 それでは、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

佐藤（達）委員 従来の小出公園とスキー場の指定管理に加えまして、ふれあい交流センターも含めてということなんですけれども、従来でも、かなり広範囲の指定管理ということかと思えますし、今度ふれあい交流センターこまみは年間を通して継続した管理ということが必要になるかと思えます。人員的には増やして対応することがあるんでしょうか。

吉田産業経済部副部長 まずは前段の部分ではありますが、こまみにつきましては、今まで市が直営で運営していた施設になります。小出公園の管理については、公園管理の業務委託をした上でやっておりました。小出スキー場については、NPO法人が実際にそこを運営しており、指定管理は今回、令和5年度から一体として出すのは初めてになりますので、よろしく申し上げます。こまみも直営施設ではあるんですが、業務については業務委託ということでやっておりましたので、指定管理は令和5年度が初めてとなります。

そして人員という部分でありますけれども、それぞれ今、業務委託を受けている団体でそれぞれ必要な人員を確保した上でやっておりましたが、今回はそれを一体管理することで、人員的な部分で言えば効率的な運営が期待できるのではないかと考えております。

佐藤（達）委員 市からは指定管理で委託に出すということで、あとは業者側でそういった人員体制を検討して対応していくということでしょうか。

吉田産業経済部副部長 人員体制は、当然、請け負う団体がそれぞれの必要な人員を確保した上

で運営していくこととなります。

高野委員 小出スキー場も含めて一体管理ということなんですけど、今スキー場構想があって、スキー場については一社体制でもって、やる方向で進んでいると思います。そうなった場合、小出スキー場の管理体制とといいますか、委託の関係とといいますか、その辺ほどのように指定されるんですか。

吉田産業経済部副部長 今回、指定管理として出す期間が3年間になります。スキー場の編成におきましてはランドデザインの将来構想を踏まえた中で、3つのスキー場事業者がその方向に向かって、組織づくりをしていったらいいのか、今まさに検討している段階であります。この3つの事業者の今後の組織づくりについては、ひとまずこの指定管理が終了するその期間までに方向性を出すという、明確な市の方針を出してそこに向けて今動いております。その方針が出るときには、この小出スキー場としての指定管理期間を終了しますので、その後の部分については、またその組織の協議のあり方を踏まえた中で必要な対応をしていきます。

渡辺委員 今の質疑につながるんですけども、ここで一体で指定管理に出すということは、将来的にそのスキー場の経営が一体になるときにも、一緒に管理して出していきたいという方向性をもって、今出していくという考え方でよろしいでしょうか。

吉田産業経済部副部長 この部分につきましては、一本化するという形態になったときに、実際にここの小出公園、こまみを含めて、一体的に受けていただけるような団体になるのか。それとも、そこは切り離して、あくまでも3つのスキー場を1つの魚沼市スキー場として管理運営していくのかの部分は、まさにこれからの協議となろうかと思えます。いろいろな可能性を含めながら、今後の部分については、検討させていただきたいと思えます。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第39号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第39号 指定管理者の指定について（ふれあい交流センターこまみ、小出公園及び小出スキー場）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(10) 議案第 40号 指定管理者の指定について（薬師スキー場）**

佐藤（肇）委員長 日程第10、議案第40号 指定管理者の指定について（薬師スキー場）を議題といたします。執行部から補足説明をお願いいたします。

吉田産業経済部副部長 薬師スキー場の指定管理につきましても、こちらの指定管理をさせる区域が、どのエリアになるのか。また、施設につきましてもどういう配置になっているのか。その部分を記した区域図・配置図を追加資料として提供していますので、そちらを御確認ください。私からは以上です。

佐藤（肇）委員長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。（なし）質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第40号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決すること  
に、御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案40号 指定管理者  
の指定について(菓師スキー場)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### (11) 議案第 41号 指定管理者の指定について(須原スキー場)

佐藤(肇)委員長 日程第11、議案第41号 指定管理者の指定について(須原スキー場)を議題  
といたします。執行部から補足説明をお願いいたします。

吉田産業経済部副部長 それではこちらのスキー場につきましても、指定管理させる区域の区  
域図、そして施設の配置図を追加資料として提供しますので、こちらを御確認いただきたい  
と思います。

佐藤(肇)委員長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

大桃委員 この須原スキー場に関してですけれども、私有地を含めて地主の方と長い間トラブ  
ルと申しますか、訴訟が続いているという話を耳にしたことがあります。今、調停まで持ち  
込んでいるという状況を聞いているんですけれども、それらをみんなクリアした中で指定管  
理をしているのか聞かせていただけますか。

吉田産業経済部副部長 今回、調停のありました件については、その部分に駐車場地として契  
約を結んだ中で実際に今使わせていただいているところであります。この調停の内容は、過  
去の部分も含めていろいろと先方の考えもございました。ただ、その部分については市と  
してはしっかりと契約に基づいて駐車料のお支払いはしております。今後の調停の場でい  
ろと、また本人の調停申立人の方とは実際話し合いをしていきたいと考えておりますの  
で、現時点においてはその契約に基づいて適正に今回この区域を含めてスキー場運営、また  
指定管理を出す考えでいきます。

佐藤(肇)委員長 ほかにございませんか。(なし) ないので、これで質疑を終結いた  
します。討論を省略し、採決することに御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認め  
ます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第41号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決すること  
に、御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第41号 指定管理  
者の指定について(須原スキー場)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで付託された議案は終わりましたので、市長からほかにございましたらお願いいたし  
ます。

内田市長 ございませぬ。

佐藤(肇)委員長 委員の皆様からは、ほかに市長に対してございませんか。(なし) ないよ  
うですので、ここで市長からは所用により退席をしていただきたいと思います。しばらくの間、  
休憩といたします。

休 憩 (10:58)

(市長退席)

再 開 (11:10)

佐藤（肇）委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

## （12）魚沼市都市再生整備計画 小出地区 第1回変更について

佐藤（肇）委員長　日程第12、魚沼市都市再生整備計画 小出地区 第1回変更についてを議題といたします。執行部から補足説明を求めます。

武藤産業経済部長　それでは、私から説明を申し上げます。現在、小出地区で進めております都市構造再編集中支援事業、この事業の元の計画であります小出地区都市再生整備計画におきまして、このたび計画変更の必要が生じたことから本委員会に提出するものであります。詳細につきましては、都市整備課長が説明を申し上げます。

斉藤都市整備課長　（資料「小出地区都市再生整備計画 第1回変更について」により説明）

佐藤（肇）委員長　それでは、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

大桃委員　中身の確認について聞かせていただきたいのですが、この赤枠の湯之谷方面に突出している場所がありますけれども、これは何を意味しているのですか。

斉藤都市整備課長　17号線の右側のことをおっしゃっているかと思いますが、この部分につきましては市道上ノ原27号線の道路改良が補助対象区域の中で都市機能誘導区域を超えて事業をするものでありますので、湯之谷側に突出している計画となっております。

大桃委員　それから、公園のトイレのバリアフリー化改修事業ということでもありますけれども、このバリアフリー化という中身も教えていただけますか。

斉藤都市整備課長　都市機能誘導区域の計画に都市公園が3つありまして、なかよし公園と上ノ原児童公園、魚野川資料館の公園のトイレがあります。それぞれのトイレに車椅子等が入っていけるようなタイプのトイレがないので、もっと使いやすく改修する計画となっております。

大桃委員　車椅子等はいいことだと思いますけれども、多目的のトイレとか、これも検討はされていますか。

斉藤都市整備課長　多目的のトイレについても検討しております。

大桃委員　ぜひとも、これから新規の事業等については多目的なトイレの検討もしていただきたいと思っています。それから、市民の皆さんからまちに行っても駐車場がないということも頻りに聞くんですけれども、その辺のところは網羅されていますか。

斉藤都市整備課長　現在の小出郷福祉センターについては解体をした後、駐車場として整備する計画であります。駐車場は、この地域一帯として使えるような駐車場に整備する予定です。

大桃委員　福祉センターの解体後は、駐車場にされるという話は聞いておるんですけれども、市の中でも一等地だと私は思っているわけなので、そこが本当に駐車場のままでずっといくとは当然思えないんですけれども、まちなかの銀行に行くにしろ何にしろ本当に駐車場がない。今、生涯学習センターを着工をしていますけれども、ここは今ほとんど駐車場として使えないものですから、みんな本当に苦慮しているというのはよく分かります。自分もそう思います。もう少し計画性のある利便性の高いような駐車場等について検討してみてもいいと思うんですけれども、いかがですか。

武藤産業経済部長　駐車場の問題ですけれども、確かに委員がおっしゃるとおり少ないという

声も前々から聞かれます。駐車場問題につきましては、中心部に民間の駐車場もありますので、都市機能誘導区域全体を捉えた中で我々が勝手に決めるのではなく、皆さんが実際にはどういう部分にどういう駐車場が必要なのか。そういう考えのもとで検討して、その結果として福祉センターの跡地が駐車場適地であるのかどうかも含めて、ワークショップで検討していくべきだと考えております。

佐藤（達）委員　この太線で囲ったところですけども、市の中心部を囲っているわけなんですけど、昨年、只見線の関係で非常に来訪者が多かった。その関係で、新潟から来た人が駐車場やバスが分からなくて案内したりしたことがありました。そういう只見線の関係で来る人がもっと増えていただきたい部分もありますが、そういったところの対応がよく見えない。市できっちり場所を指定して駅の構内にそういうのを掲示するのですとか、そういったことも必要なんじゃないかなという気がしますがいかがでしょうか。

武藤産業経済部長　佐藤委員のおっしゃるとおり、只見線の関係は利用者が増えて、小出駅周辺がどうしても用地がない。そして今の現状として駐車場が少ないことから、観光の方がいちどきに来たときには民間の駐車場を御協力いただいたり、少し離れておりますが小出公園の駐車場もご利用いただいた経緯があります。ただ、小出の川西地区については前々から検討課題でありましたが、なかなか用地がなくて駐車場が積極整備ができないという経緯もあります。今回の都市計画の手法とは、また別に川西地区は今回の区域ではありませんが、観光誘致を考えた中で駐車場のあり方は、今後も並行して進めていく必要があると考えます。

佐藤（達）委員　今の市から提示されています都市再生整備計画の小出地区なんですけれども、市内の人に対して利用しやすいように整備していきましようというふうな印象があります。これからは、只見線なりで来た人を市内にも引き込むような、そういった方策というのはお持ちなんでしょうか。

武藤産業経済部長　方策としましては、詳細については観光振興計画が基本になると思いますが、にぎわいをつくるという点ではこの都市再生整備計画の中のさまざまな事業を行うことによって、その前提としてワークショップの御意見をいただきながら反映させていきたいと考えています。

佐藤（達）委員　これから只見線に乗りたいという方が増えてくることを願っています。市でも取り組みをしていただきたいと思います。そういう中で、長い目で見て魚沼市に足を踏み入れていただく。単なる通過点ではなくて踏み入れていただく方法を、こういった都市計画に合わせて検討いただければと思います。

武藤産業経済部長　委員のおっしゃるとおり、中心市街地だけではなくて都市計画マスタープランで定めます。いわゆる拠点地域も、今後の発展をしっかりと検討して進めていくべきだと考えております。

渡辺委員　今回のこの計画につきましては、旧小出町の中心地を中心とした、にぎわいづくりや居住誘導のためのどういうまちにしていくかという、まずは黄色と赤のところを中心だと考えております。そういう中で、先ほど駐車場の話、また小出郷福祉センターの跡地利用というお話がございました。先ほどの部長の話の中にも、民間の駐車場があるじゃないかというお話もありました。私は今、第四北越銀行さんのもう1つの建物がどのようになっているのかなというところを知りたいです。そういった中で、本当にいろんな方を巻き込んで、今回このワークショップの中で話をしていかなければいけないんじゃないのかなと思っています。

す。このワークショップのメンバーというのは、今年のワークショップのメンバーがそのまま踏襲される予定でございますか。

齊藤都市整備課長　ワークショップの今年度行なったものについては、一段落ついております。また新たなもので考えていく必要があるかと思っております。来年度のことでありますし、現在のところ決まっております。

渡辺委員　来年度ですから、これから考えるということであれば提案させていただけたらと思います。以前、小出庁舎を使っているときには、かなり民間の駐車場を借り上げて、職員ですとか地域の皆さんも、そこを便利に使っていたんですね。ところが、民間のところを借り上げることがなくなりましたら、ロープを引っ張ってもらったり、いろんなことがありました。それは当然です。お金を払ってませんから自由に使うわけにもいかない。そういった中で、どのようにして今こうやって空いているところを本当に地域の皆さん方から使っていただくかということ考えたときには、その地主の方たちがワークショップに入るとということがどういう意味を持つかということについて、少し疑問があるところではあります。でも実際そこで土地を持っていらっしゃる方がどうしたいのかの意向ですとかを聞かなければいけないんじゃないでしょうか。確かに皆さんがまちなかで駐車場が必要なのは分かるんですが、じゃあタダで利用すればいいのかみたいなのところもあるかと思っております。先ほど部長でいろいろな角度からというお話がありましたけれども、そういったことも検討できるということをきちんとこのワークショップの中でつくり上げていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

武藤産業経済部長　そういう部分も含めて土地の利用は、中心市街地については重要な問題になってきます。例えば、自治体で駐車場を積極整備するのであれば、市街地に私有地を持っている駐車場のオーナーは活用方法も変更する必要があると、そういうことも発生してくる話です。中心市街地の土地利用については、全体でワークショップし市民も入れた中で進めていくべきだと考えています。

渡辺委員　先ほど少し第四北越銀行の話もさせていただきました。1つの建物の中で今業務を行っていて、もう1つがどのように活用されているかという詳細は分かりませんが、こういったまちづくりをするときには、やはり民間の方々の意向ですとか、またこちらの意向も民間の方々に伝えていく必要があるのではないかと考えております。ワークショップのメンバーに入る入らないは別として、民のことは民だというようなやり方ではもう通用しない時代に入ってきています。このまちなかをどのように使うかということは、ワークショップのメンバーだけではなくて地主さんなんかも巻き込んでしっかりと話し合いをしていかなければ、いいまちづくりにはならないと思います。そういった辺りを今後どのように展開していくか、お聞かせください。

武藤産業経済部長　事例としまして、第四北越銀行の建物があります。銀行さんからは、ぜひ有効に利用させたいし、もし有効利用するなら協力は惜しまないとお話もいただいております。とにかく潰して新しいのをどんどん建てれば良いという時代でもありませんので、既存ストックを有効に使った中で、ワークショップそれから一番のメインとなるのが商店街です。今の商店街の現状を踏まえると、どのようににぎわいを取り戻すかも大切な案件になってきますので、知恵を絞った中で進めていければと思います。

渡辺委員　まさしく、この赤じゃなくて黄色になるかと思うんですね。実際のところは黄色の

枠の中の範囲だと思っております。にぎわいですとか、それから公共交通の在り方ですとか、そういったことを今回このワークショップでしっかりと話し合わなければいけないんですけど、ところがこのワークショップの括弧書きの中には「生涯学習センター・にぎわい館」と、これだけになっているんですね。これでは集まった方たちが、ここだけになるのかなというような勘違いをします。できればこのワークショップの括弧書きの中の書き方をぜひ、この黄色い線の枠の中でどう魚沼市の中心市街とにぎわいをつくっていくかというような、中心は確かに、このにぎわいセンターからの誘導になるのかなと思うんですけども、どう周遊するかという話だとは思いますが。庁舎もあったり、小出郷福祉センターの場所もあったり、小出病院があたりという中で、どうやって皆さんが周遊ができるような仕組みにするか。括弧書きの中の書き方、もうちょっと工夫できないかと思うのですが、いかがですか。

武藤産業経済部長　この図面につきましては、あくまでも国への事業説明、公費補助金への説明として分かりやすく記載しております。今現在、生涯学習センターのワークショップについては一段落はしておりますが、書き方としてはにぎわい館となっておりますが、にぎわい館だけではなく再生整備計画区域全体を、基幹事業・提案事業を含めてワークショップで検討いただきたいと考えております。にぎわい館だけではなくて、今後も市街地整備ができる、ある程度の形ができるまで続けてワークショップをできるように、また国へ交付金補助金の対象となるように働きかけていくつもりです。

渡辺委員　今まさしく部長から先に言っていただけたので私も言いやすいんですけども、やはりこれは5年で終わる事業じゃないと思います。恐らくワークショップをしていく中で、一度には整備ができませんけれども、先ほどの有効活用してくださいと言われている施設も含めて徐々にやっていかなければいけないということだと思います。また、これの見直しというのは、1年とか2年なりで見直ししながら計画変更ができるということでございますので、その辺がちゃんと継続していけるように、庁内、部署間の連携がしっかりとできるような形でやっていただきたいと思います。ぜひ継続事業になるように努力していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

武藤産業経済部長　ぜひ、そのように進めたいと考えております。

渡辺委員　最後になりますけれども、小出郷福祉センターは今のところ駐車場ですが、やはりこのワークショップの中で本当に駐車場でいいのかということにつきましても、しっかりと検討いただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

武藤産業経済部長　先ほど大桃委員のお話にもありましたが、我々も市内の一等地という認識はありますし、小出郷体育館があれば人が一番集まる区域でもあります。今の案は駐車場ありきですが、ワークショップの中で本当にそれでいいのか、何がいいのかの検討はされるべきだと思います。その検討に応じて計画は変更されるべきだと考えています。

渡辺委員　そのようなことが、きちんとワークショップの皆さん方に伝わるようなワークショップにしていきたいと思います。答弁は結構です。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。（なし）ないようですので、本件については、引き続き調査することで御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

### (13) 魚沼市森林整備計画の策定について

佐藤（肇）委員長 日程第13、魚沼市森林整備計画の策定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

武藤産業経済部長 それでは、説明させていただきます。本件につきましては、森林法の規定によりまして市町村がその区域内にある民有林について、将来構想を定める市町村森林整備計画がございます。これにつきまして、今現在ある魚沼市の計画が5年毎の策定の期を迎えますので、新たに策定の必要があり、本委員会に提示するものでございます。詳細につきましては、農林整備課長から説明を申し上げます。

渡辺農林整備課長 私から森林整備計画の策定について説明させていただきます。（資料「魚沼市森林整備計画の策定について」により説明）

佐藤（肇）委員長 それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

富永委員 用語についての変更は理解しました。数値がいろいろと変わっているんですけども、どういう測量をしたのか、どんなことで数値が変わったのか、お聞きします。

渡辺農林整備課長 こちらの基礎データにつきましては、まず大きなものが農林業センサスの2020です。そちらのものに変えました。また、森林の現況等の数値は県でまとめておりました、そういう森林簿等、国有林等につきましては国からデータを使い、最新の数値に修正しております。

富永委員 そうすると、農林業センサスのところは所有者の申告の数字を基にしているということですね。

渡辺農林整備課長 直接、当課ではセンサスに携わってはおりませんが、調査としてはそういう方向かと思えます。

富永委員 分かりました。では、この計画の場合は、センサスを基準として数字を書くというのが規定されているのでしょうか。

渡辺農林整備課長 センサス、またその他として県でもデータを押さえていますので、その情報を基にしながら、県では森林整備計画の上位計画がありますので整合を取っております。

富永委員 今後なんですけれども、市で精度のある測量をする考え方はないでしょうか。

渡辺農林整備課長 数値は現状の森林簿等の数字になっておりますが、現在、山間地の国土調査も順次実施しております。そちらで実施をしていく予定です。

富永委員 では、違う質疑をさせていただきます。整備予定の林道を追加で品木沢と今入っています。こちらは品木沢線と、線がついていますが、今までの線がなかったのに何か意味があるのでしょうか。

渡辺農林整備課長 こちらは新規開設ということで県と協議した結果、今まではなかったのですが、路線名として今回は線をつけております。

富永委員 そうすると、今までの3つの路線も線をつけるべきじゃないかと私は思うのですけれども、どうなるのでしょうか。

渡辺農林整備課長 この路線の一覧ですが、合併前からの一覧を引き継いでまして、本来、線をつけるべきものもあると思いますが、県の計画にもこのままで載っております。今回の変更では、現状の路線につきましては、このまま県の計画に合わせるため線をつけていません。

渡辺委員　なぜこうなのかというところを、先ほど疑問だったので聞かせていただきたいです。6ページになるんですけども、赤字に変えたところに、以前は「配慮するものとする」というところを「可能であれば主伐再生林を推進する」という文言に変わったということは、そこが力を入れていくという意味合いが市としては込められているのか、まずそこから聞かせてください。

渡辺農林整備課長　今までですと「配慮する」として、主伐。全部切ることによって自然の復元、切った後は自然にまた木が生えてくることもありました。ただ今回は、国が主伐したところは再生林していく方針に変わりました。市としても、主伐できるところが今のところはありますが、今後は主伐したところは再生林をしていく方向で整備を考えてます。

渡辺委員　同じページなんですけれども「義務付けるものではない」というものが説明の中で、当市は冬季間があることからこういう文言に変えました、という説明だったと思います。標準的なこの時期に来たら、きちんと整備をしていくことが目標だと思うんですね。その中で以前も、「促すためのものではない」というような文言が何を意味しているのかを聞かせていただきたいです。

渡辺農林整備課長　こちらにつきましては、あくまでも標準の伐採期として生育がよければ、この年数が経ったら伐採する目安になっております。魚沼地域は、急傾斜、日当たり、雪等により場所によって木の生育が違います。伐期がきても、まだ細くて切れないような林がありますので、以前は「促すためのものではない」としましたが、国県と協議した結果「義務付けるものではない」との書き方にして育ちの悪いところは、この林齢によらずもう少し育ってから切るように記述してます。

渡辺委員　私は素人なので、この文言や先ほどの説明だけでそこまで分からなかったんですけども、恐らくこれは、また市のホームページ等に出していくものだと思います。分かりやすさも必要かと思しますので、このままでも構わないと言えば構わないんですけども、素人の方が見ても分かるような表記というのも大事かと思えます。一考をいただければと思います。

それから、今回のこの委員というのが34ページの有識者という方たちが、この委員会を開き承認いただきましたということだったんですけども、その方たちは、どちらに記載になりますか。34ページの方が、その委員会の委員でいらっしゃいますか。

渡辺農林整備課長　計画書の34ページが有識者名として、魚沼市森林整備委員会の委員となっております。

佐藤（達）委員　整備計画書につきましては、農林業センサスに基づいて見直しがされているということは分かりました。特に見直しがあるというところではないんですが、例えば15ページなんですけれども、こちらで「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」という項目があります。この間伐は、森林ですとか、市の持っている林ですとか、そういったところでどんなふうに行われているのか。概要で結構ですけども教えていただけますでしょうか。

渡辺農林整備課長　まず市ですが市行造林、林業事業者が各私有林を整備しておりますが、現在では間伐が主体となっております。間伐でまず木を伐採することで災害発生も防げますし、木の成長も促すということでもあります。国では今、主伐再生林に向かっておりますが、現段階の魚沼市では山肌の災害防止発生。いろいろな複合的な森林機能を回復するために、

現在のところは間伐を毎年度、実施しております。

佐藤（達）委員 毎年度、定期的に実施されていると思うんですけども、魚沼市は非常に森林面積が広大なわけで、全体的に見ながら計画的にやられていると思います。全体的には、どんな割合というか、間伐実施できているところの状況というのはどのくらいなのでしょう。

渡辺農林整備課長 細かい数字はないのですが、市で行っている市行造林になりますと、毎年度、市の林野台帳で林齢等を調べて、現地確認して候補地を決めております。そちらにつきましては、少ないときは5ヘクタール、多くても15～20ヘクタール。数字が正確ではありませんが、その程度としております。また、私有林につきましては林業事業体等でしていますので、正確な数字は掴んでおりません。

佐藤（達）委員 年間で5ヘクタールから10ヘクタールということですので、そうしますと市にある森林に対してはかなり間伐が進んでいるというのは、割合的には限られているのかなという気はしました。市で管理しているというのは、本当の自然林の中の一定の割合で、そこを管理しているということなのでしょう。

渡辺農林整備課長 計画書の2ページの表のとおり、民有林全体のうち市有林は市行造林の全体面積等があります。市で管理しているのは、市の全体の森林面積から言いますと、ごく僅かになります。私有林も今、森林環境譲与税を使いまして、所有者等といろいろ協議しまして市でも森林整備ができるようになっております。そちらも有効活用しながら、なるべく多くの森林整備を進めてまいりたいと思っております。

佐藤（肇）委員長 本件につきましては、引き続き調査をしていきたいと思っております。御異議ございませんか。（異議なし）では、そのようにさせていただきます。

これで産業経済部の関係については終わりますが、部長からほかにございませんか。（なし）委員の皆さんからは、ありませんか。

渡辺委員 公営住宅等のプランが、そろそろ今年中にとかという話ではなかったかと思っているんですけど、その辺の報告ですとかが今後どのような形になるかだけお聞かせください。

武藤産業経済部長 公営住宅の再編計画につきましては、実際に委託着手をするのは令和5年度です。今のところ建築士の皆さんですとか不動産会社さん等々にアンケートを取って、その結果を集計して来年度の計画策定に反映させていきたいと考えております。

渡辺委員 どこかの時点で、今回のアンケートですとか集計したことをまたお知らせいただけたらと思います。

武藤産業経済部長 そのように対応したいと考えます。

佐藤（肇）委員長 ほかに委員の皆さんからは、ないですか。（なし）ないようですので、これで産業経済部からは退席をお願いしたいと思います。

ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩（12：02）

（産業経済部 退席）

再 開（13：00）

佐藤（肇）委員長 それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

#### (14) 閉会中の所管事務等の調査について

佐藤（肇）委員長 日程第14、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りいたします。本委員会は、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長に申出をしたいと思っております。御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長に申出を行うことに決定いたしました。

#### (15) その他

##### ・令和5年度地方税制改正について

佐藤（肇）委員長 日程第15、その他を議題といたします。まず、令和5年度地方税制改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

大塚市民福祉部長 それでは、令和5年度地方税制改正について説明します。令和5年度地方税制改正の大綱のうち地方税関係の概要について、本市に関係する部分を中心に御説明します。詳細につきましては、税務課長に説明させます。

齋藤税務課長 （資料「令和5年度地方税制改正（案）について」により説明）

今後、地方税法等の一部を改正する法律が公布され次第その施行に合わせまして、魚沼市税条例の一部を改正する手続きが必要になります。例年と同様の手続きで事務を進めたいと考えてますので、よろしくお願ひします。

佐藤（肇）委員長 それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

渡辺委員 3番の主な税負担軽減措置ということなんですけれども、固定資産税は当市の財源でございます。これは国が賃上げですとか、生産性向上のために設備投資をしたときには、固定資産税の減額になるのでしょうか。どのようになるのか少し教えていただきたいのと、その減額になった分は、どのようにして当市は措置していただけるのか。国にちゃんと見てもらえるのか。その辺を教えてください。

齋藤税務課長 この内容ですが、中小企業の方が先端設備等導入計画を定めていただきました、そういった事業者が生産性を向上させるための一定の機械や装置を取得した場合に固定資産税を軽減するものです。実はこれまでも、名前は違うんですけれども先端設備に係る課税標準の特例というものがございまして、その制度がこの3月31日で終了になるに伴い、それを引き継ぐ形でほぼ同様の制度が続くものでございます。また、特例としまして、最初の3年度だけその先端技術の償却資産等を導入した場合のその設備の分について、価格を3分の1にするものです。その財源については、そのまま減額になっているか、その補填があるのかということでは確認不足もあり、お答えできません。

渡辺委員 当市が国の制度ではなくて減額しますというときは、当然のことながらうちが負担をしなければいけないとは思っています。国の税制改正によってそうなっているわけですからこれまでもあったということなんですけれども、今までもこの賃上げの促進があったのか分かりませんが、交付税措置のあたりでどのようになっているのかは、また後日で結構ですのでやはり確認を取っていただけたらと思います。

それと賃上げも、もともと入っていた要綱ですか。

齋藤税務課長 賃上げの関係は、今回拡充となるもので新たなものになります。

渡辺委員 そうしますと、その賃上げに対する要件というのはいかほどになっていますか。

佐藤（肇）委員長 もし、今、分からないようなら条例が出てきたときでも。

渡辺委員 そうですね、分かりました。そういうのがあるということだけお願いします。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）ないようですので、本件については引き続き調査をさせていただきたいと思っております。御異議ございませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

#### ・令和5年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直しについて

佐藤（肇）委員長 次に、令和5年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直しについてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

大塚市民福祉部長 今ほど令和5年度地方税制改正について御説明したところでありますが、このほかにも地方税法の改正が予定されている中に国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しも含まれております。税条例と同様に今後、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その施行に合わせた国及び県からの通知に基づきまして魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正する手続きを進めさせていただきたいものであります。お手元の資料を御覧ください。（資料「課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直し（案）」により説明）

今後の流れとしましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行され次第、その施行に合わせて魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正する手続きがすぐにまた必要になりますので、先ほどの税条例と同様の流れで事務を進めたいと考えております。

佐藤（肇）委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思っております。質疑はございませんか。

これは、今後の条例案ですので専決じゃないですよ。

大塚市民福祉部長 例年の流れですと、これから国から細かな改正の内容が流れてきまして、4月1日からの施行のため3月末くらいの遅い時期になりますと、どうしても事務的には専決にならざるを得ないため例年させていただいておりました。今回も同じようにさせていただければと考えております。

佐藤（肇）委員長 ほかに質疑はございませんか。

渡辺委員 専決になるのは当然そうなるであろうとは思いますが。先ほど言ったようなところを国からの情報とかが来て分かるようでしたら、専決が終わった後でもいいんですけども、また委員会の中でも教えていただけたらと思っております。

大塚市民福祉部長 先ほど話しました細かい中身ですとか、財源等を含めまして、また説明させていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）ないようですので、本件については引き続き調査をさせていただきたいと思っております。御異議ございませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

#### ・病院事業改革プランについて

佐藤（肇）委員長　次に、病院事業改革プランについてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

大塚市民福祉部長　こちらは、令和4年11月14日開催の産業厚生委員会で、このプランの策定を進めることを御説明したところであります。プランにつきましては、まだまとまっていない段階ではありますが、今後のスケジュール等につきまして御報告させていただきます。詳細につきましては、健康増進課長に説明させます。

岡部健康増進課長　では、私から今後のスケジュール等を説明させていただきます。（資料「魚沼市小出病院経営強化プラン策定スケジュール」により説明）

委員会には、また節目節目で作業の途中経過等を報告させていただきます。

佐藤（肇）委員長　説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

渡辺委員　この4月から策定に入るということになると思いますけれども、小出病院の中でぜひやっていただきたいと思っている事業があります。これは病院の先生方から聞くとなかなか良い返事なくて、でも検討はいただきたいと思います。実は、魚沼市の産後ケアにつきましては今、小千谷病院とそれから十日町の医院ですかね、そちらに委託をしております。魚沼市内で産後ケアができるようになるためには、やはり小出病院にお願いするしかないかなど。産科はなくても、産後ケアは助産師さんですとか、あるいは産科のいい人がいればできることですので。もれ聞こえてくるところによると、小出病院で無理だから基幹病院にしてくれと、基幹病院は基幹病院で無理だとか、お互いに難しいという話をしている状態だと聞いています。ただ、これからの子育てですとか、1人でも多くのお子さんを産んでいただくということを考えますと、魚沼市でできるということは大変大事なことだと思います。これからプランを立てるということであれば、そのことについてもぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大塚市民福祉部長　産後ケアにつきましては、別の部署でその辺に関わってきている部分もあります。そちらとも確認しながら、またこのプランの策定もこれから本格的に進んでいくところであります。そういった御意見も検討材料の1つにさせていただきたいと考えております。

渡辺委員　別の部署が担当であり所管はここではないのは十分承知の上ですが、これは小出病院の経営強化プランでございます。当然、小出病院がどのように運営していくかというところをここで決めていくわけですから、やっぱりこの中でしっかりと議論をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

大塚市民福祉部長　小出病院となりますので、市役所のいろんな部署で抱えている課題につきましても含めた検討課題になってくると思います。また、病院と相談していきたいと考えております。

佐藤（達）委員　このプランの策定スケジュールですけれども、4月から始めまして、産業厚生委員会に諮られるのは12月ということになります。これはもう検討の最終段階に、諮られる気がします。例えば、たたき台的なものがあれば示していただくことができるかどうか。その途中の本会議の各期ごとに、6月ですとか9月ですとか、そういったところでも経過状況や検討状況等をお示しできないかどうかについて伺いたいと思います。

大塚市民福祉部長　進捗がどの程度進むかにもよります。先ほど健康増進課長が申し上げたとおり、その都度、皆様に経過につきましてはお示しをしていきたいと考えております。

佐藤（達）委員 最終段階ではなくて、ぜひその都度、産業厚生委員会の中でもまたいろいろ討議をして、意見等を述べられるようにしていただきたいと思います。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）ないようですので、本件についても引き続き調査をさせていただきたいと思います。御異議ございませんか。（異議なし）では、そのようにさせていただきます。

#### ・堀之内地区医療・介護・福祉拠点化整備構想（素案）について

佐藤（肇）委員長 次に、堀之内地区医療・介護・福祉拠点化整備構想（素案）についてを議題といたします。執行部から説明をお願いいたします。

大塚市民福祉部長 この件につきまして、令和5年1月20日開催の産業厚生委員会で、この構想の素案について御説明したところではありますが、そのときこの素案に至るまでの経過ですとか、施設の状況等について説明が不足しているのではないかと御指摘をいただいたところあります。本日、その辺りの説明の補充として、また御説明をしたいと思います。詳細につきましては、健康増進課長に説明させます。

岡部健康増進課長 （資料「堀之内地域医療・介護・福祉拠点化整備基本構想（案）について」により説明）

改装後のイメージ図については、簡単なイメージ図を付けてあります。こちらについては、戸田市民福祉部副部長から説明していただきます。

戸田市民福祉部副部長 （資料「旧堀之内病院療養病棟改修後 1階配置イメージ（案）」により説明）

社会福祉協議会の動向について、補足をして御説明したいと思います。9月等の委員会でもお話していたことの補足も含めてですが、社会福祉協議会は市民の皆様の強い意向を受けて支所機能を残すこととなりました。堀之内社会福祉センターにつきましては、有効活用という観点から無償譲渡について市へ相談があったものです。市は並行して、特養整備を検討していることや、堀之内地域の相談機能を絶やさないこと。また、堀之内地域の皆様からボランティア団体であったり高齢者のサークル等で料理ができるスペースが欲しいという要望を受けておりました。そういったことから、市・社協のお互いの意向を調整するようになったところがございます。社協としては、譲渡を行うものの一角を借りて支所は継続したいとの意向がございます。社協としては、今後の理事会評議員会で譲渡について正式に議題とする予定と聞いております。その後、そこで通りましたら社協が市へ社会福祉法人としての手続きとして基本財産の処分申請等を行いたいとするものです。市は6月頃にその手続きを完了後、譲渡を受けたい方向で考えております。この1階部分を市がこのまま取得するようになった場合は、予定価格が2,000万円以上のものが議会付託となり、今回につきましては譲渡のため議会への付託案件ではありませんが、こういった内容ですので、これからも議会、委員会で説明と報告はしたいと考えております。

佐藤（肇）委員長 質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

渡辺委員 今ほどの話ですと、今まで1階部分で多目的に使っていたところを社協が使うようになるというイメージだと思うんですけども、この調理室というのはもともとここにございましたか。

戸田市民福祉部副部長 このイメージ図では、グレーの多目的室辺りに今調理室がございまして、堀之内のボランティア団体が高齢者の方の配食サービスなどで活用いただいております。

渡辺委員 この改築等の費用については、来年度と言ったように聞こえましたけれども、それでよろしいですか。

戸田市民福祉部副部長 令和5年度予算では、設計の予算を計上させていただいております。実際の改修工事着工は、令和6年度です。

渡辺委員 いろんな物事が遅れ遅れになっているなと思います。この特養が整備されなければ、今度は医療センターの方々はなかなか、というところもあると思ってはいます。一つ一つやりたいというお気持ちも分からなくはないんですけども、堀之内のここについては非常に遅れが出ている状況だと思っております。先ほどの話ですと、医療センターのことも考えるつもりがないわけじゃないかもしれませんが、どうするかを来年度に考えるみたいな、そんなイメージでもって話を聞かせていただいています。もう少し早い段階で開設、または移転、あるいは新築でつくるのであれば早め早めにお示しできないもののでしょうか。

大塚市民福祉部長 ミニ特養が決まってくると、そこに付属する隣接しております医療センターは、どうなるのかとは思いますが、こちらは建物の耐用年数は令和11年度。そこまであるので、今しばらく建物としては、まだ使える状況にあります。また実際、隣のミニ特養を整備する際、社会福祉協議会を仮に一時的に引っ越しするような場合とか、また活用できるようなスペースも必要になってくるところなど、いろいろと検討しなければならない要素が幾つかあるような状況もあります。委員のおっしゃるとおり、早めにこの先どうするかの部分も決めていかなければならないと、私どもも感じております。今回は、まだ結論は出ていない状況ではありますが、なるべく早くこの先どうしていくのかも詰めていきたいと考えております。

渡辺委員 医療センターのところに、例えば一時的に移っていただくということも当然想定されると思ってはいますが、だからと言って新しい医療センターの話もそれが終わってからというわけではないと思います。24床になるか、25床になるか、それこそ床数も分かっていないような状況です。それともう1つは、29床が最大のミニ特養のベッド数ですけども、それでも正直経営は難しいと言われているのが実態であります。できることならば29床を2つぐらい経営しなければというところもあります。ただ今回、ここを市内ですていらっしゃるようなところに受けていただくことを想定しているので、23床か24床ぐらいでも何とかなるとお考えなのかもしれませんけれども、職員の配置ですとか効率とかの面で経営的なことを考えれば、私は医療センターも含めて5年度の中でしっかりと計画を立てるべきだと思います。その辺り、部長はどうお考えですか。

大塚市民福祉部長 いずれ医療センターにつきましては、建物が耐用年数を過ぎて老朽化してくれば、どうするかということは必ず決めなければならない部分であります。令和5年度中にその辺がまとまるかどうかは、今段階ではお約束はできませんが、その部分につきましても継続して検討していきたいと考えております。

渡辺委員 医療センターもここで医療をしながら、そして改築してる間の社協さんもその医療センターを使うと、そこまでは私も理解できます。だとすれば、医療センターも一緒に整備をすることによって、出来上がった医療センターも社協さんも移れる形にすることが、本当に私はベストだと思うんですね。医療センターとの話し合いもあり大変だとは思いますが、そこはやっぱり来年度中にしっかりと医療センターの設計も含めて一緒に考えられるぐら

いのことをしていかないと。耐用年数が11年までであるから良いという話では私はないと思っています。同じ答弁の繰り返しになると思いますけれども、そういった思いで取り組んでいただきたいということを、ここでは申し上げます。

佐藤（肇）委員長　ほかに質疑はございませんか。

高野委員　確認なのですが、以前この堀之内医療センターは水害に見舞われたことがあったんですが、その辺の対応は済んでおりますでしょうか。

大塚市民福祉部長　確かに過去、浸水もあったところであります。今現在の建物につきましては、そうした対応はなされておられません、これから例えばミニ特養や新しくする部分につきましては、そういった対策も含めた上で新しくしていきたいと考えております。

佐藤（達）委員　ミニ特養、地域密着型の特別養護老人ホームですけれども、29床以下ということですが、ベッド数のほかにこれによって運用的に一般の特養と違う点等があるかと思えます。その点について伺いたいと思えます。

戸田市民福祉部副部長　基本的には、特養と機能としては変わりはないものと理解しています。ただ、この特養に関わらず地域密着型の介護サービスは市内に住所を有する方が利用できる施設となりますので、今回は出来上がった場合に他市の方がご利用いただくことは原則できないものとなっております。

佐藤（達）委員　第7期及び8期の介護保険事業計画で介護老人福祉施設の50床整備の計画とあります。私はこれを特別養護老人ホームと読んでいますけれども、この50床の中で、ミニ特養で29床まで。そのほかに、前のこの委員会の中で一般の老人介護施設を特養に見直し、切り替えをするということがあったかと思えます。この50床の確保ということについて、どういった計画かお示し願いたいと思えます。

戸田市民福祉部副部長　8期の計画で、特養50床を計画に掲げております。その中でうち20床につきましては、市内の社会福祉法人が対応する短期入所、いわゆるショートステイの部分20床を特養に転換するよう図っております。また、来年度の4月になりますが、入広瀬の新しく社会福祉法人の認可を受けた、ひめさゆり。今まで有料老人ホームでしたが、そちらの施設が29床の地域密着型の特養を改築中でございます。20床プラス29床で49床となり、1床不足ですが、8期の床数としては、ほぼ達成と考えております。

佐藤（達）委員　そうしますと、堀之内のミニ特養。さらにまたそれに加えてという解釈でよろしいでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　こちらにつきましては、早くて実際にオープンできるのが令和7年度以降と見込んでおります。8期の介護保険事業計画が、令和5年度までの計画でございます。この堀之内地域につきましては、次の9期の計画の中で、また床数について計画として盛り込んでいくように考えております。

佐藤（肇）委員長　ほかにご覧いませんか。（なし）本件については、引き続き調査させていただくことで、よろしいでしょうか。（異議なし）そのようにさせていただきます。

#### ・魚沼市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について

佐藤（肇）委員長　次に、魚沼市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画についてを議題いたします。執行部より説明をお願いいたします。

戸田市民福祉部副部長 来年度が魚沼市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定年度となります。高齢者福祉全般のこと。また、介護保険のサービス見込み量、介護保険料などを盛り込む計画となっております。本日は計画策定のスケジュール等につきまして、介護福祉課長から御説明申し上げます。

茂野介護福祉課長 (資料「介護保険事業(支援)計画について」により説明)

佐藤(肇)委員長 質疑はありませんか。

渡辺委員 第9期のスケジュールで7月29日となっております。これは、国からの指針だと思います。国から各種調査に対する説明動画の配信が7月にあったということで、国からの答えが出ていると思います。恐らく11月とか12月ぐらいからは、サービスの調査でしょうか。それを始めるようにというような指針であったのではないかと私は思っています。年の初めの頃の計画よりも、入札が遅かったんじゃないかなと思ってるんですけど、その辺りは今のぐらいまで進捗していますか。

茂野介護福祉課長 委員、御指摘のとおりでございまして、今段階、間に合うように作業を進めています。去年の秋頃に入札をしまして、今年に入って関係する高齢者等の皆さんに調査をお願いしています。

渡辺委員 本来であれば、その辺りの結果をここで見せてもらわなきゃいけないぐらいのスケジュールだと私は思っています。分析結果がある程度見えてきた中で、どういう計画をつくるかということについて、次のページの第1回の策定委員会、これは普段の介護保険の運営協議委員会ですか。この方々に、今回もまた高齢者の策定と、この介護保険の策定委員会になっていただくとおっていますが、それで間違いないですか。

茂野介護福祉課長 介護保険運営協議会がありまして、そこにまた高齢者の方、2名を加えましたのが、計画策定委員会となります。この3月下旬に2つの会議を予定しているところであります。

渡辺委員 そこである程度、分析結果ですとかを出せる状況までいきそうですか。

茂野介護福祉課長 今、作業を進めているところでありますが、3月時点には間に合わない状況であります。

渡辺委員 先ほども、いろんなことが少しずつ遅れているということ指摘させていただきました。やはり第1回の策定委員会のときに、そのぐらいの資料が出せるぐらいに本来であればしておかなければいけないんじゃないのかなと。ただ集まっていたいて、これからつくり出すという話ではないかと思っております。今回、間に合わなかったとしても次回のときにしっかりと国で目安としている指針に間に合うように努力していただきたいと思いますが、いかがですか。

茂野介護福祉課長 御指摘の部分も含めまして、今後対応を進めてまいりたいと思います。

渡辺委員 これまでというより、以前はこの運営協議会の中に議員代表も入っておりました。ただ、これは議会で議員代表を入れないと決めて、今は運営協議会の中に議員は入っておりません。しっかりとそういったことを私たちのこの委員会で協議もできるということが担保になれば、運営協議会に議員を入れないことの意味がなくなってしまいます。そういった意味では今後、策定委員会がある日時、傍聴の有無、そして会議録の公表ですとか、その辺きちんと委員会で分かるようにしていただきたいと思いますが、どう考えていますでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　先般、今現在の8期のときも、議会へは委員会で3回ほどは報告、経過説明等をしておりますので、9期につきましても同様に随時説明、報告等はしていく予定です。会議の傍聴につきましては、これまで行っておりませんでした。そういうものをどうしたらいいかも含めて、検討させていただきたいと思います。また、議事録の公表につきましては可能であると思います。ただ、全部はお出しできないものもあるのかと、考えておりますが、何らかの形で公表できるようにしたいと思います。

渡辺委員　やはり資料と会議録。これはホームページで公開している先進地もございます。どこが公表できないのかみたいなのところも、そういったところを参考にしながら、していただきたいです。それから、策定委員会で提出する資料もホームページで公開しています。議員が傍聴に行くと皆さん緊張しちゃってしゃべれないということがあっても困りますが、この10年ぐらいはずっと議員が入ってなかったという経緯もあります。その辺りは、また委員の皆さんともお話をさせていただきながらしていただきたいです。それと会議録については、私もこの運営協議会の委員をしていたので分かるんですけど、自分がしゃべったこととちょっと違うなと思ったような会議録が送られてくる場合がございます。うちの議会の委員会の会議録は逐語録でございます。そういう配慮をするには、お金がかかるかもしれませんが、職員にしてくださいとは言いません。テープ起こしを外部に任す方法もあるかと思えます。できるだけ正確な会議録をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　正確な会議録ということですが、言われた趣旨と違わないような会議録の作成に努めてまいりたいと思います。

佐藤（達）委員　第9期の計画策定のスケジュールがありますけれども、この中ほどに特別養護老人ホーム入所申し込みの状況で、特養入所者、待機者の解消に向けた対応とあり、従来も取り組んでこれからも取り組んでいくということかと思えます。そういった中で、第8期が令和5年度末に終わります。その時点で、先ほどのミニ特養等をつくっている中で待機者の何名は解消しているという、そのデータをお示し願えますか。概略で結構です。

戸田市民福祉部副部長　特養の待機者については、国の調査で3年に1度行っております。今年度の4月がその調査年でございました。そこで150名ほどでございました。ただ、来年度策定のときまでにどのようになっているか、国でまた見込み量なども出てきます。また、いろいろなデータを用いて、特養に限らず介護保険計画は、各種サービスの見込み量から保険料を算定していきますので、そのデータを集めて計画に反映させてまいりたいと思います。

佐藤（達）委員　2年、3年前の時点で私が聞いたところでは、待機者が200名からということで伺っておりました。そうしますと、昨年の2022年の調査の中では150名に減少したという解釈でしょうか。150名という現状、イメージする限りは下がっているというところで把握いたしました。

佐藤（肇）委員長　この件については、引き続き調査をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし）そのようにさせていただきます。

ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（14：00）

再　　開（14：10）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ガス水道局長より1件報告がありますので発言を許します。

星ガス水道局長 水道開閉栓手続きの錯誤に伴う損害賠償につきまして、ご報告いたします。契約者との間で閉栓手続きをせずに、補助止水栓を閉めることにより凍結、漏水防止は契約者自らが行うことでガス水道局と合意していたものにつきまして、職員間で情報が共有されておらず、当該家屋が留守宅であったために閉栓手続きのもれと判断し、止水栓の閉栓作業を行いました。閉栓処理のもれについて契約者に連絡したところ、閉栓処理はしないということでしたので、再度開栓作業を行った際に、止水栓と補助止水栓の両方を開栓したことにより、家屋内は通水状態となりました。その結果、凍結により破損したと思われる2階トイレの給水管から水が流れ続け、家屋が水浸しとなりました。損害の額は、まだ確定しておりませんので確定しましたら、改めてご報告いたします。議会承認が必要な50万円は超えるものと思われまます。損害を受けた方に対して深くお詫びするとともに、情報共有の方法について、見直していきたいと考えております。

佐藤（肇）委員長 質疑はございますか。

まだ中身について、確定していないところもあるようですので、改めて報告をいただくことでよろしいでしょうか。（異議なし）そのような取り扱いにさせていただきます。

ほかに、ガス水道局に対して何かありますか。（なし）ないようでしたら、しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（14：12）

（ガス水道局 退席）

再 開（14：13）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

#### ・第6期魚沼市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期魚沼市障害児福祉計画について

佐藤（肇）委員長 次に、第6期魚沼市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期魚沼市障害児福祉計画についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

戸田市民福祉部副部長 （資料「魚沼市第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について」及び「魚沼市第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定スケジュール（案）」により説明）

佐藤（肇）委員長 先ほどの第9期介護保険計画と同様、今年度が策定期ということでありまます。質疑等ございませんか。（なし）ないようですので、本件については引き続き調査をさせていただきたいと思ひます。御異議ございませんか。（異議なし）そのように、させていただきます。

#### ・魚沼市障害者基幹相談支援センターの設置について

佐藤（肇）委員長 次に、魚沼市障害者基幹相談支援センターの設置についてを議題といたします。説明をお願いします。

戸田市民福祉部副部長 （資料「魚沼市障害者基幹相談支援センターの設置について」により説明）

佐藤（肇）委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。ございませんか。

佐藤（達）委員 現在、市内には幾つかの障害者施設がありますがけれども、業務内容を見ますと分かる気もしますが、特徴的な問題点に対してこうしたいというところの説明をお願いしたいと思います。

戸田市民福祉部副部長 長年継続された課題としては、例えば、入院を長くされていた方がその方の望むような地元での生活ができるような地域移行ですとか、地域定着について進めていきたいところではあります。しかし、なかなか定着に結びつかない実態がございます。また、障害をお持ちの方が高齢化し、障害の施設に入所されている方がその中で身体の状態が要介護度に達するようなときに、介護保険の施設への移行が、スムーズにいかないところが実態としてあります。

渡辺委員 せっかく基幹相談支援センターができるわけですので、先ほど副部長から介護との連携ですね。例えばですけれども、福祉事務所との連携、生活保護と一緒にしているような方たちも実際にはいらっしゃいます。この間も副部長には言いましたけれども、相談に来たときにそこで終わりにしない。障害手帳を持っていらっしゃるというと、相談に来たときに福祉事務所で相談して、ここでは対応できないと言って帰されたりですとか、高齢福祉係のところに行って、ここで対応できないと言って帰されたりとか、理解力がもう少しある方であれば次の場所に自分で行くことができるんですが、次のステップになかなかつながらないということがございます。そういう方については、どこが窓口になるかといったら、やっぱりこの基幹相談支援センターだと思います。そこほかの部署が連携していく形をしっかりと作り上げていただきたいと思いますので、期待したいと思います。

佐藤（肇）委員長 本件については、経過はこれからということでもありますので、またその辺については御報告いただければと思います。本件については、以上とさせていただきます。

### ・第3次魚沼市地域福祉推進計画（案）のパブリックコメントの結果について

佐藤（肇）委員長 次に、第3次魚沼市地域福祉推進計画（案）のパブリックコメントの結果についてを議題といたします。説明をお願いします。

戸田市民福祉部副部長 委員会でも3回ほど御報告をさせていただきました、地域福祉推進計画のパブリックコメントを1月25日から2月24日までの1か月間実施しましたので、その結果を御報告いたします。（資料「第3次魚沼市地域福祉推進計画（案）に対するパブリックコメントへの対応」により説明）

本計画につきましては、今後3月6日に最終の策定委員会を経て、3月中に成案としたいと考えております。また、新年度になりましたら、この計画の概要版を全戸配布する中で皆様へお知らせしたいと考えております。

佐藤（肇）委員長 本件について質疑はございますか。

渡辺委員 この成年後見制度の利用促進計画というものが、この回答では一体として考えているのにさらにつくるつもりはないということなので、3月まで来てここで変えられないというこ

とも分かりますのでそこについては了解しました。ただ、私の認識ではこの中核機関というか、申請があったときにどうマッチングしてですとか、申請のお手伝いをするですとか、また広報機能ですとか相談ですとかというところは、恐らく高齢者であれば包括支援センターが受けているだろうと。そしてまた、そういった相談ですね。障害者であれば、かけはし等で受けているだろうと認識していました。市民後見は当市はしていないというところがあるんですけども、市民後見については本当に推進していくのがいいのか。それよりもプロをつくっていくのがいいのかというところに関しては、私もまだはっきり結論が出ないと思っています。でも、法人として社協さんをお願いしているわけですから、私は当然この中核機関的な役割は社協さんがしてらっしゃるのかなと。しかも社会福祉協議会さんは、ご自分の仕事の一部として広報等もしてくださっています。そういった中で、もうあるものだと私は思ったんですけども、その中核機関というのは設置が義務づけられているものなのでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　社会福祉協議会は、今、法人後見で随分と頑張ってくれております。また、ケースに大変向き合っていていただいております。啓発につきましては、市がその部分を社会福祉協議会に委託しております、その中でしていただいているものです。今のところ、することが望ましいという認識なんです、そこが義務なのかどうかは今答えられなくて申し訳ありませんが、今回この計画をつくりながら中核機関をどうしていくのか、社協は中核機関として正式ではなく、そのような役割は担っていただいているものですが、今後こういった形でつくるのか。次年度の課題として、そこをこれから整備をしていくよう考えております。

渡辺委員　この地域福祉推進計画につきましては、このまま通していただいて、今副部長がおっしゃいましたけれども、課題としてここにパブリックコメントをせっかくいただいておりますので、しっかり取り組んでいただいて法的な整備も含めてしていただけたらと思います。答弁は要りません。

佐藤（肇）委員長　ほかにありますか。（なし）ないようですので、本件については以上とさせていただきます。

## ・路線バス「上条—貫木線」の運行終了について

佐藤（肇）委員長　次に、路線バス「上条—貫木線」の運行終了についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

大塚市民福祉部長　南越後観光バス株式会社から、令和5年3月31日をもって路線バスの上条から貫木の間の区間の運行を終了することになった旨の御報告をいたします。詳細につきましては、生活環境課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

小林生活環境課長　（資料「路線バス「上条—貫木線」の運行終了について」により説明）

また、今後の予定としましては、南越後観光バスさんで3月中旬にプレス発表するというのと、また例年3月下旬に新聞折り込みで時刻表を折り込む予定とのこととさせていただきます。

佐藤（肇）委員長　それでは本件について質疑を受けたいと思います。ございませんか。

浅井委員　今回、バスの運行終了ということなんですけれども、この運行終了に当たって基準みたいなものはあるんですか。年間何人以下だと運行終了の対象になるというような。もし分かればお願いします。

大塚市民福祉部長　乗車人数についての基準というものは、ないという状況です。

浅井委員 以前、入広瀬から大白川間のバスが運行終了になったんですけれども、確かそのときは乗る人が少なくて運行終了になりました。私が心配しているのは、入広瀬もあまりお客の量が多いほうではないので、みんなが一生懸命に乗らないとバスはなくなっちゃうのかなというのを心配しますが、どうでしょうか。

大塚市民福祉部長 参考までにこの貫木、上条間の乗車状況は、8月に2週間調査したところ、その2週間の間に乗った方はお一人のみだったという状況で、ほとんど利用される方がいない状況だったとのこと。これは補足になりますが、同じ区間内の市の乗合タクシーも運行しているところもありまして、代替としてはそちらが利用できるということです。今回、株式会社としては収益が見込めないということで決断をされた状況であります。何人かどうかという基準はないのですが、やはり乗車人数が少なくなりますと運営会社も経営面で何らかの対応をせざるを得なくなってくる可能性はあると考えております。

佐藤（肇）委員長 県は、何人がというのがありました。

小林生活環境課長 今は県単は外れて市単独の補助路線となっています。県の基準については、今は手元にありません。

渡辺委員 今回この3月で終わるということで、少し唐突ではあったかなという感じがします。当市は南越後交通も入って、地域公共交通の会議がありましたけれども、そこでは一応10月に、通常ですとバスとかの運行ですとか変更ですとかというのがあるのかと思っていたんですけれども、そのときにはこの話は全く出ないで、この3月になってしまったのか。3月も実際にはそういうことが毎年のように行なわれていて、法定会議の中できちんとそうするようになっているのか。その辺り、どのようになっているのか、お聞かせください。

小林生活環境課長 委員おっしゃるとおり、バスの運行年度、事業年度につきましては、10月から翌年の9月までが事業年度になっております。今回4月1日の改正が、3月末で終了でございますので、地域公共交通協議会としても通常と合わないタイミングでの改正となります。行政の年度と事業年度のずれがあって、そういった状況になっております。

これまでの経過としましては、令和3年度から貫木線については、乗車人数が2週間で一人程度というような状況が続いていて、前年度からもそうであったようです。令和4年度に入りましても夏頃にそのようなお話がありましたが、そのときには乗降データなどがない中でのお話でありました。その後、12月になりまして令和4年度末で運行を終了したいとの正式なお申し出がありました。こういった収支の状況でありますので、対応としてはやむを得ないところで、地元関係区長さんにこういった話があったとお知らせしたところです。その後、バス事業者さんから関係自治会の方に事情を御説明いただいた上で、今回のことは文書の回覧という形になりました。

地域公共交通協議会についてであります。こちらはこういったタイミングでしたので文書で報告という形です。また、乗り合いタクシーとの調整、そちらをしっかりとやって行きたいと思っております。今年度は終了しますが、令和5年10月からの地域公共交通の計画に反映させたいと考えております。

渡辺委員 終わったことですので、いたし方ないとは思いますが、やはりイレギュラーなことを認めてしまうと、またそれでいいのではないかということにならないかなというのが懸念されます。先ほど浅井委員からも心配があるというようなお話がありました。やはり法定協議会の中で、きちんとそういったことをしていくんだという協議をした中で、次の手当です

とか、たまたま乗合タクシーがありますからいいですけども、日々の乗車というのは当然データとしてあるわけですから。10月のときにきちんとできなかった場合には申し訳ないけれども、事業者さんには次の10月まで待っていただきたいというような対応も、もしかしたらできたのかなというような気がします。事業者さんに早めにデータを出してもらって、できれば10月にさせていただいていけばよかったのかもしれない。そういったところをきちんとしていただきたいなと思います。今後の検討課題としてください。

小林生活環境課長 説明不足の点がございました。こちらの路線につきましては、地域公共交通協議会の審議を経て決定する協議路線にはなっていません。協議会での協議結果をもって本来運行終了の路線ではなく、バス事業者で決定できる路線になっております。

渡辺委員 そうしますと、バス路線で決定できるのは10月と4月。2回決定するということになりますか。

大塚市民福祉部長 バスの事業年度は10月から9月になっておりますが、運行をどうするかは特に必ずいつからでなければならないとの決まりはないと思います。

渡辺委員 市の単独で予算を出しているわけですよね。であれば、全く事業所の勝手にとというのは、私はおかしいと思います。市民の生活の足を守るところであれば、強制はできないまでもやっぱりご協力いただくと。私たちの法定協議会でしっかりと審議させていただきたいという申し出くらいはできるかと思います。そのようにお願いできませんでしょうか。

大塚市民福祉部長 今回の件につきましては、利用者はほとんどなかったということではあります。そうは言いますが、市民の足として長年使った方もいらっしゃるであろう路線バスでありますので。今後、またこういったことが次の路線をどうするかにも波及してくる可能性は十分に考えられます。私どもも、そこは非常に懸念しているところでありますので、何らかの形でしっかりとその路線バス、あるいは市の公共交通をどうしていくかを見据えた上で、今後どうするか。その路線をどうするかという具体的なところも踏み込んでいかなければならないと認識しておりますので、今後ともその辺についてはしっかりとやっていきたいと考えております。

佐藤（達）委員 地元に対する説明なんですけれども、この地域の区長さんには市から説明されたんでしょうか。

小林生活環境課長 まずもって南越後観光さんからの申し出がありましたので、市から初めに各関連区長さんに連絡を差し上げて概要をお話しして、その上で南越後観光さんで詳細について各区長さんに説明いただきました。

佐藤（達）委員 そこでの話し合いの状況というのはどうだったんでしょうか。各区長さんはやむを得ないということだったんでしょうか。

小林生活環境課長 特段そこで反対とか、そういったお話ではなかったとお伺いしています。その上で、地域に対してどうするのかという中で、回覧でというお答えで、南越後観光さんが回覧文書を作成し、市でも乗合バスの情報も加えまして、各地区に回覧、配布させていただいたところでは。

佐藤（達）委員 先ほどの調査の関係なんですけれども、8月に調査をしてその間で一人だけということでした。年間の調査というのは、そういうデータは出ているんでしょうか。

小林生活環境課長 通常、年間2回ほど乗降調査をすると伺っています。そうした中で、平均乗車密度について、手元の資料だと小出・上条線は守門診療所を経由する系統がありますが、守

門診療所を経由しない系統が平均乗車人数が0.3人、守門診療所を経由する便が1.2人との人数になっているとのことです。

佐藤（達）委員　今の何人というのは、これは1週間ですか。1日ですか。

小林生活環境課長　こちらの資料については、バス事業者さんの資料で、統計のもとの期間については今把握しておりません。

佐藤（達）委員　地元の方からしますと、やっぱり生活の足がなくなってしまう。利用率は低いかもしれませんが、何かの場合に頼りになるという路線であると私は感じています。地元の方に対して説明をする中で、本当に合意を得られているのかなというところがちょっと疑問です。もうこれで3月31日ということなんですけれども、もうちょっと延ばしていただいて、地元の方に対してしっかり御説明をして合意を得るのであれば、そういった期間が必要なんじゃないかなと思いますけれどもいかがでしょうか。また、この乗合タクシーで今のこの時刻表に対してきちんとカバーできるということになるのでしょうか。地域の方でもやっぱり車を持っていない人もいるし、これからまた85歳とかそういう年齢になって車を手放すという方もいるわけですね。そういう中でやっぱりちゃんとその交通の足っていうのを確保していくことが必要かと思います。今回、こういった形で事業者が決めるということでもありますけれども、やっぱり市も助成をしているわけですし、市も介入して、それで地域の区長さんやいろいろな方々に対して説明をする中で了解が得られれば、やむを得ないと思います。そういう点で、これからは留意して対応をお願いしたいと思います。

佐藤（肇）委員長　では、御意見としてお伺いいたします。ほかにございませぬか。（なし）ないようでしたら、本件については以上といたします。

#### ・新ごみ処理施設整備構想策定業務について

佐藤（肇）委員長　次に、新ごみ処理施設整備構想策定業務についてを議題といたします。説明をお願いします。

大塚市民福祉部長　新ごみ処理施設の建て替えにつきましては、昨年12月の定例会で予算の債務負担行為を認めていただきました。整備構想の早期着手を行い、建て替えに向けた準備を進めているところです。この施設の整備構想と並行しまして、候補地を検討するに当たりまして、令和13年度の供用開始に向けて、立地の利便性や財政負担の軽減などの優位性の高さから、現在の処理場用地を建設候補地として検討を進め、地元の同意に向けた説明に入りたいと考えておりますのでご報告いたします。詳細につきましては、生活環境課長に説明させます。

小林生活環境課長　（資料「新ごみ処理施設整備構想策定業務について」により説明）

佐藤（肇）委員長　それでは質疑を受けたいと思います。ありませんか。

大桃委員　このごみ処理施設の関係については、2年前に私も一般質問等でこの件については質問させていただきました。そのときは、2市1町の計画したのが駄目になったということで、今後はじゃあどうするのというところの質問から入りました。まずは、今現地での中島地区の皆さん、あるいはそれを取り巻く中島新田の皆さん、羽根川の皆さん、下倉の皆さん、これらの皆さんや区長さんにその2市1町が破棄されたということの説明、あるいは今後の考え方があればその話をしていかなければならないんじゃないですかという形で質問させていただき

ました。また今後については、新たな候補地を巡ってはそう簡単な問題じゃないので、早くから着手した中で候補地選定する。また交渉に入るといことが大事かと思いますということで話をさせていただきました。その後もいろいろ皆さんから同等な質問等がされている中で、今後説明をもちろんしていくし候補地についても一生懸命に議論していくということで、私は承ったと思っています。まず聞かせていただきたいのは、各関係する説明する地区の皆さんに説明はされたのかどうか、お聞かせください。

大塚市民福祉部長 2市1町の関係につきましても、私が引き継いだ時点では、時系列になりますが、中島地区につきましても今後、施設の更新までは現在の処理場を使う必要があるということで、お話をさせていただいております。

大桃委員 担当が変わったという中で説明を受けていないということですが、議事録等を見てもらえれば分かるかとは思いますが。今後のどうするかというところはきちんと対応していくということの中で、候補地に当たっては候補地を募りながらやっていくと私は受けとめています。あれからまた2年間経っているわけですけど、ここにきて今こうやってお話があって、その選定した場所について交渉を進めていきたいということではありますが、この2年間でどういう形で進めてきた結果として今の交渉をする用地が定まったのか、その辺のところを聞かせていただけますか。

大塚市民福祉部長 2市1町の枠組みがなくなったという時点で、最初の当市の考え方としては、まずは現施設の長寿命化を検討しておりました。長寿命化するのに当たっては長寿命化計画ということで、どういった部分をどの程度改修しなければならないか、それが幾らぐらいかかるのか、どのくらいの時期にそういった大規模改修をしなければならないかといったようなことを、1年間かけて検討しておりました。その結果が出た段階で、長寿命化するには二十数億円という非常に大きなお金がかかるということです。また、その結果が出た頃、南魚沼市で令和12年度に新しい施設を供用開始させるとの報道発表がありました。タイミング的に、その時点で大和地区のごみもなくなることも分かってきまして、このまま大規模改修をしても結構お金がかかるということと、現在の施設の仕様、スペックが過大になってしまうこともありました。それであれば、長寿命化という大規模改修に大きなお金をかけないで、早期に建て替えに移行したほうが、施設を運営するに当たっても長寿命化の経費や施設の運営経費等を削減できるのではないかとこの考え方に切り替わっていきました。

今回、建て替える場合、当然、建て替えましても時間が経ちますと施設が老朽化し大規模改修で経費もかかってきます。これから長寿命化や大規模改修をしないで建て替えるまでにはどれぐらいの時間がかかるのか等の検討をした結果、令和13年度であれば何とか今の施設の大規模改修をしないで、建て替えをすることができるところはできたんですが、令和13年度といたしますと結構長いように感じられるかもしれません。しかし、さまざまな建て替えまでの工程を考えますと非常にタイトなスケジュールになります。

そうした中で、早期に建て替えを実現するためにはどうしたらいいのかを検討し、今ある施設の中の用地で建て替えは可能だということから、まず検討しようとの状況になっております。

大桃委員 長寿命化という話はもちろん出ていたし、大規模改修も含めた中で10年と15年くらいの間で候補地を決めてみたいという、そのときの話だったわけです。私たちにしてみれば、中島の現在の地区も含めてほかの候補地等が検討されているのかなど、決まったのかなど、私は

考えていたところですが、けれども、令和13年の供用開始に向けてというところでも話がありましたが、これを見ると突然こういう話が出てくるということはですね、今までこの2年間で、2市1町でもって話が駄目になったとき、さあどうしようというところに質問をさせてもらっているわけです。そこでなぜ、その工事を含めた中で検討はされていなかったのか。丸2年が経って、ここにきて候補地として、理由はここに書かれているのが分かりますけれども、今の場所を候補地として進めて交渉していくんだということに至ったのかというのは、非常に私はひっかかる。その間、我々は説明を何も受けていないわけなので、この2年間の私としてみれば、どこが候補地になるのかな、どこをどう進めていくのかなと関心を持っている中でこういう形になってしまったということが非常に私は疑問に思っているのです、そのところを聞かせてもらいたいなと思っています。

大塚市民福祉部長 繰り返しになりますけれど、2市1町の枠組みがなくなった時点で、長寿命化をしようということでその計画にまず1年かかりました。その1年かかった後に、そのタイミングで南魚沼市では令和12年度に施設供用開始させるという計画が発表されまして、そういったことも合わせてその次の1年間で魚沼市として早期に対応できるのかどうかという検討をしてきたところですが、ただ、それが実際に早期にということでは、今ほどの令和13年度ということでは、そこまでに実際できるのかどうかを検討する中で、できないとなりますと手戻りも非常に出てくるわけでありまして。ある程度の見通しをつける必要がありましたので、そういった検討を進めるなかで内部でどうしたら令和13年度を目標に方針ができるのかを検討する中で、実際に今ある用地を使うということが、一番そうしたことに向かっていく上で可能になるという結論に至りました。その辺の検討に時間を要したということでもあります。

佐藤（肇）委員長 ここではしばらくの間、休憩とします。

休 憩（15：15）

再 開（15：25）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

大桃委員 候補地を決めました、交渉を進めていきますという段階の中に、議会側に説明がなかったというのは非常に私は不信に感じているところです。そこを聞かせていただけますか。

大塚市民福祉部長 確かにその途中経過につきまして、もっと小まめにご報告できればよかったところですが、まだ、おもてに出せない部分であったり、決まらない部分など様々ございました。12月の補正、前段では委員会の方に説明させていただきましたが、今後はまた、建て替えを進めるに当たりまして途中経過等、議会の皆さんにも報告をしていきたいと考えております。

高野委員 現施設は市の土地なのでしょうか。

大塚市民福祉部長 現施設の土地につきましては、市の土地になっております。

高野委員 このごみ処理場はかなりの年数になっているんですけれども、建設当時は住民からいろんな反対が出たり注目を集めた施設ですけれども、この間、特にその地域住民からの苦情や注文は顕著にありますか。

大塚市民福祉部長 建設に関する反対ということにつきましては、今の施設は造るときにはいろいろあったという話は伺っておりますが、その後につきましては、私どもでは直接は伺っておりません。

高野委員 今まで大規模改修で長寿命化ということになったんですが、その部分も含めれば、やはり早期に新しい炉にした方がいいと私は感じています。今は炉をはじめ、焼却の性能も非常に上がっているということもあって、私はこの案で早急に進めていただきたいです。そういう中でひとつ注文があるとすれば、できるだけ土地を確保していただきたいというのがあります。その辺の検討はできますでしょうか。

大塚市民福祉部長 今後検討する中で、どれぐらいのごみの処理能力が必要か。分別をどうするのか等を含めてしっかりと検討していきたいと考えております。

高野委員 市民の方から温水プールも造っていただきたいという要望も出ております。廃熱の利用とか、いわゆる2次エネルギーの利活用、この辺について十分検討していただきたい。早くに造っていただくのが一番なんですけども、それも含めてぜひ検討していただきたいと思います。その辺の方向性ってというのはどうなっていますでしょうか。

大塚市民福祉部長 ごみ処理施設で発生する廃熱につきましては、今現在の施設も廃熱利用しておりますが、新しい施設でも排熱は利用することになっております。今後またどういったことに利用するかはこれからの検討になりますが、何らかの形で排熱は利用していきたいと考えております。

高野委員 私は、まずこの現地でやるということで進めていただきたいと思います。やはり大規模改修、長寿命化ではなくて、できるだけ早く大規模修繕しなくてもいいように、とにかく早くに計画、設計して早期に完成っていうのが私は今一番だろうと思いますので、いろんな注文が出るとは思いますけれども、その辺の解決も含めて進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

大塚市民福祉部長 まずもっては、現在の用地で検討したいというところで、現地に入りたいと考えております。

渡辺委員 11月14日の説明では、まず、この基本構想を早めにしないと、用地の大きさですか、それからどういった選定がいいとか、いろんなことが決められないので、12月補正させていただいて、この基本構想の中では用地の選定はしませんという答弁をいただいておりますけれど、それに間違いはないですか。

大塚市民福祉部長 基本構想の中では選定はしません。

渡辺委員 それに続いて、私は、この循環型社会形成推進地域計画。これも5年度中にしなければいけないという答弁もらってるんですけども、今日の説明ですと12月に申請しなければいけないということに変更になったように思うんですけども、これは必ず5年の12月にしなければいけないものなのでしょうか。

小林生活環境長 なるべく早く国の計画採択になれば、その後の事業が交付金対象となるということでもあります。

渡辺委員 前回の質疑の時にも、非常にタイトなスケジュール感だということをお話させていただきました。ただ、タイトな設計スケジュール感ではあるけれども、でも用地選定についても住民が理解していただけるような説明責任、それから選定地についても幾つか候補地にしながらという形にしたほうがいいんじゃないですかと言わせていただいておりますけれど

も、まず候補地として進めていかなければならない理由は何でしょうか。

大塚市民福祉部長　　まずは候補地ということであります。今現在既に市の用地であり、様々な優位な条件が揃っているのです、まずはそこで交渉に入って進めていきたいところであります。

渡辺委員　　先ほどここに苦情がないというお話ではございましたけれども、実際、私はこの地域に住んでいらっしゃる方々が、2市1町の事業が始まる前に公募がありましたから、公募に手を上げるかどうかという話し合いをして、そして自分たちはもう手を挙げたくないという結論をあの中島町内でしたということを経験の方から聞かせていただきました。それから、これを建てるときに更新はしないという覚書をしているそうなんですけれども、その覚書については市としては持ってらっしゃいますか。

大塚市民福祉部長　　まず2市1町の枠組みの中で場所を選定する際に手を挙げないことを決めたことにつきましては、それはあくまでも2市1町で造る新しい施設をどうするかということに関しての話であり、今回の処理場とはまた別であると認識しております。あと、今の施設を造るときに更新しないという覚書があったのではないかとのことではあります、私どもが承知している限りでは、そうした覚書はないと認識しております。

渡辺委員　　何人かの証言がございます。市になかったとしても、恐らくその当時の役職方であれば、私は持ってらっしゃると思います。それは確認すべきではないですか。

大塚市民福祉部長　　当時のことが分かる方に何人か確認させていただきましたが、そういった約束ですとか覚書というものはないとのことですが、ただ、私どもにあの当時のごみ処理建設に関する覚書というものがあります。そこに書いてあることは、施設を更新又は大規模な改築をするときは、その時点で協議するとの中身になっております。更新しないとの文言は一切書かれておりません。

渡辺委員　　そこにある覚書の中には協議をするということであって、決して更新しないというふうな覚書ではないということだということになるかと思えます。ただ、その地域で実際に健康被害に遭って苦しんでいる方も実際にはいらっしゃいます。こちらに声がかかってきます。そちらには来ないかもしれませんが、因果関係ですとか、いろいろなことを考えると、そこまでしなくても。ただ自分ではここで住んでいるので、病気になったと考えてらっしゃるという方がいらっしゃいます。そしてまた、同じような町内の中で、自分と同じような病気になった方が何人かいらっしゃるのです、その方々もそうであると思っていると、その方はおっしゃってましたけれども、ただ、その方が今後絶対造ってはいけないと考えてるかという、出来上がってから何年生きられるか分からない。ただ、先ほど大塚委員から出たように、私はすぐにこのまま建設させてくださいというのではないと思えます。まずは周辺地域に対して計画がこうなりましたのでということで、計画を示すなり、2市1町のことをきちんと説明するというのが大事ではないかと思っておりますけれども、そういったことを一足飛びにここの候補地とさせてくださいと言いにいくのでしょうか。

大塚市民福祉部長　　今後、地元に入る際には丁寧な説明が必要になってくると思っておりますので、きちんと丁寧な説明をしながら、業務を進めていきたいと考えています。

渡辺委員　　丁寧な説明をするのであれば、まず最初に周辺地域に1回は計画の話をするべきだと私は思います。それと、この中島地域でもう一回するというのであれば、やはり中島でそうやって苦しんでいる方たちの気持ちを考えると、私は幾つかの候補地が上がってくる中、あるいは皆さんから手を挙げてもらえなかったというような、ある程度こじか駄目なんだ

と。この話はお金の話だけなんです。時期のことについてもそうですけど、今ちょっと調べさせていただきました。循環型地域社会の計画、それ出すと5年から7年となっておりますけれども、5年以内で造るのがどうなのかっていうところもありますけど、PFIにすれば私はできると思ってます。そういったことも本来構想の中で造るというお話だったんじゃないんですか。だとするならば、地域を選定するのに、まずここありきではないやり方を1回は模索すべきだと思いますけど、いかがでしょう。

大塚市民福祉部長 今回の件につきましては、スケジュール面ですとか、かかる経費の面ですとか、様々考慮した上で、今、市の土地がある場所をまず候補地として、話をもって説明に伺いたいところであります。まずはそこから始めたいと思います。

渡辺委員 今ほど部長から候補地としてとのお話でございました。ここで決めるという話ではなく、あと幾つかを候補地としてこれから考えていきたいというような含みももったほうが、最終的にここになるかもしれないけれども、でも皆さん方の納得を得るというやり方は、やっぱり上手に進めていっていただきたいと思います。斎場のときもそうでしたけれども、幾つか候補地を見ながら、そして今構想をつくってもらってますけれども、幾らぐらいかかるですとか、そういった場所がどのぐらい必要だとか分かる。その構想と同時に、選定を幾つかしながら、また手を挙げていただけたらしっかりと手を挙げていただけるような方策をしながら住民の納得を得るようなやり方をしないと最初からここにありましてというようなやり方は私、禍根を残すと思いますので、もう一度その辺、これから説明に行くのであれば、候補地の一つであるということを説明しながら行っていただいて、住民の皆さんからまた考えていただく。ここがそうなるんだというのではなく、候補地の一つとして選ばれたというところで考えていただくというところで始まったほうが良いと思いますが、いかがですか。

大塚市民福祉部長 今ほど御意見をいただきましたが、現段階では他の候補地については現在はまだ考えていない段階です。今は現在の処理場がある用地で考えているというところで、まずは話を進めていきたいと考えております。御了承をお願いします。

渡辺委員 ほかの候補地はいいですか、ほかにもあり得るところを模索したらどうですか。実際に手を挙げてくださるところが全くないかどうかというところは検討しないのでしょうか。

大塚市民福祉部長 現段階では検討はしておりません。

渡辺委員 有利かどうか分からないんですけども、これ環境の話、ごみ処理の話ではございますけれども、豚舎の環境問題、そしてまた鶏舎の跡地の環境問題、そういったところと抱き合わせることによって、もしかしたらうまくいくかもしれません。そうであるならば、そこも一つの選定地として無理なんだというのであれば、それをまた一つの材料として出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

大塚市民福祉部長 今現在のところは、まずは検討を進めていきたいと考えております。今ほどの委員からの御意見につきましては、参考意見として受けとめさせていただきたいと思っております。

佐藤（肇）委員長 ほかにないでしょうか。（なし）本件については引き続き調査をさせていただくこととしたいと思います。

それでは次に、行政視察について私から1点報告をさせていただきます。12月に上越市に

申し込んでおりました行政視察から内諾をいただいたとのことであります。予定は第1希望の4月25日ということで、正式に申し入れをさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。(異議なし) これに先立ちまして、魚沼市の地域包括ケアのこと、そして上越市のことを事前に勉強する機会を設けさせていただきたいと思います。渡辺副委員長に段取りをしていただこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。では、そのようにお願いします。

ほかに委員の皆さんから何かございませんか。執行部から何かありませんか。(なし) ないようですので、本日の会議録の調整については委員長に一任をお願いいたします。大変長い間お疲れ様でございました。本日の産業厚生委員会はこれで閉会とします。

閉 会 (15 : 44)